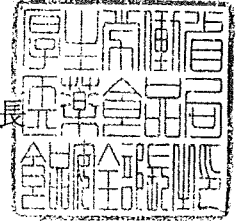




食安発0506第1号
平成23年5月6日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長



既存添加物名簿の一部を改正する件及び食品、添加物等の
規格基準の一部を改正する件について

既存添加物名簿の一部を改正する件（平成23年厚生労働省告示第157号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成23年厚生労働省告示第158号）が本日公布され、これにより既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

記

第1 改正の概要

1 既存添加物名簿関係

消除予定添加物名簿（平成22年厚生労働省告示第215号）に記載されている添加物のうち、別紙に掲げる添加物の名称を既存添加物名簿から消除したこと。

2 規格基準告示関係

上記1で消除する添加物のうち、規格基準告示において成分規格が設定されている2品目（N-アセチルグルコサミン及びダンマル樹脂）及び製造基準が設定されている3品目（ニンニク抽出物、ペパー抽出物及びワサビ抽出物）について、当該成分規格及び製造基準を削除したこと。

第2 施行・適用期日

公布日から適用すること。

第3 運用上の注意

既存添加物名簿から削除された添加物については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、その販売、又は販売の用に供するための製造、輸入、加工若しくは使用等が禁止されるものであること。

(別紙) 既存添加物名簿から消除する品目 (55 品目)

	既存添加物番号	名 称	詳 細
1	011	N-アセチルグルコサミン	
2	023	アルカネット色素	
3	028	アロエベラ抽出物	
4	037	イモカロテン	
5	044	エゴノキ抽出物	
6	046	エラグ酸	
7	049	オキアミ色素	
8	052	オリゴ-N-アセチルグルコサミン	
9	054	オリゴグルコサミン	
10	061	カカオ炭末色素	
11	065	ガストリックムチン	
12	072	カニ色素	
13	094	キダチアロエ抽出物	
14	116	グリーンタフ	
15	133	クワ抽出物	
16	140	酵素処理カンゾウ	
17	141	酵素処理チャ抽出物	
18	147	酵素分解ハトムギ抽出物	
19	155	コーパール樹脂	
20	156	コバルト	
21	165	ササ色素	
22	171	サンダラック樹脂	
23	180	シコン色素	
24	193	スクレロガム	
25	197	スフィンゴ脂質	消除予定添加物はウシの脳のみ
26	203	セサモリン	
27	205	セスバニアガム	
28	214	L-ソルボース	
29	226	タンニン (抽出物)	消除予定添加物はクリの渋皮及びタマリンドの種皮のみ
30	227	ダンマル樹脂	

3 1	231	チャ種子サポニン	
3 2	244	電気石	
3 3	249	ドクダミ抽出物	
3 4	258	トリアシルグリセロールリパーゼ	
3 5	268	ニガキ抽出物	
3 6	271	ニストース	
3 7	273	ニューコウ	
3 8	275	ニンニク抽出物	
3 9	281	パフィア抽出物	
4 0	288	ヒキオコシ抽出物	
4 1	295	ヒメマツタケ抽出物	
4 2	296	ピメント抽出物	
4 3	331	ヘスペレチン	
4 4	335	ベニノキ末色素	
4 5	339	ペパー抽出物	
4 6	348	ハウセンカ抽出物	
4 7	349	ホコッシ抽出物	
4 8	372	メチルチオアデノシン	
4 9	377	モウソウチク炭抽出物	
5 0	385	モリン	
5 1	386	モンタンロウ	
5 2	388	油煙色素	
5 3	389	ユーカリ葉抽出物	
5 4	412	レモン果皮抽出物	
5 5	419	ワサビ抽出物	